



情報セキュリティの強化 ～PマークとISMS～

増加するネットワーク犯罪

ブロードバンド加入者数が1,600万人を突破（2004年6月末総務省）している。インターネット活用により仕事の効率化や個人の生活面でも利便性が向上したが、プロバイダー業者の顧客データ流出が発生したり、ネットワーク犯罪の件数も激増している。コンピュータウイルスによるデータ破壊、改ざんの被害、情報漏洩等の脅威が日常化し、企業や個人にとって大きな脅威となっている。

欧米に比べ日本では情報の価値を軽んずる風潮があり、情報管理の体制が不十分な企業が多い。情報漏洩が頻発している現実を見てもそれがわかる。情報を漏らす社員にも問題はあるが、誰にでも簡単に持ち出されてしまうような社内管理体制にこそ根本的な問題がある。体系的な情報管理の仕組みづくりと継続した情報マネジメントが今こそ必要だ。

「個人情報保護法」と情報管理体制の問題

この4月から「個人情報保護法」が施行される。この法案は個人のプライバシー侵害を防止するのが目的で、個人に関する情報（氏名、住所、誕生日、身体、財産、社会的地位等）が対象である。個人情報の誤用や情報漏洩があった場合、法的罰則として損害賠償が

発生する。また、社会的信用を失墜することになり、個人情報を取扱う企業は情報管理体制を強化していくかなければならない。

情報管理認証制度 Pマークと「ISMS制度」

こうした中で、企業の情報管理の安全性を保障するシステムとして、Pマーク（プライバシーマーク）とISMS制度がある。プライバシーマークは、もともとインターネットを利用したEコマースにおける消費者取引を保護する目的で作られた制度で、主に個人情報の人権を重視した規格である。一方、ISMS制度（Information Security Management System）は、企業の情報資産全体を対象としたマネジメントシステムで、個人情報もその中に含まれる。こうした認証制度の取得は、個人情報を主に扱うサービス業を中心に増加しているが、今後は製造業においても顧客指向の観点と同時に社内の技術・ノウハウの漏洩防止のために必要となってくると思われる。



PマークとISMSの違い

名 称	プライバシーマーク制度	ISMS適合性評価制度
目 的	個人情報保護	企業の情報資産管理
対 象	B to C事業者向け	B to B事業者向け
取 得 単 位	企業全体	事業所単位
認 定 団 体	日本情報処理開発協会（JIPDEC）	